

## 定期預金引き合い参加者(金融機関)募集要項

瀬戸内市では、従来より指定金融機関、収納代理金融機関を対象(地元枠)に定期的に「引き合い(金利見積合わせ)」(以下「引き合い」という。)を行い、定期預金への預け入れを行っていました。この度、地元枠とは別で支払資金に余裕がある場合に、一定の条件を付した上で引き合い対象の金融機関を拡大し、幅広く利率の見積りを提出していただけるよう新たに拡大枠による定期預金への預け入れを行うこととしました。

対象、条件等は、下記のとおりです。条件を満たし引き合いへの参加を希望される金融機関は、別紙の「利率見積書」にご記入の上、期限内にご提出ください。

実存確認等をした後、最高利率を提示いただいた金融機関を内定者とし、内定者からは「2 条件」を満たしていることが確認できる資料等を提出いただいた上で審査を行い、預入金融機関を決定します。内定者が不適格な場合は失格とし、2番目に高利率を提示した金融機関を繰り上げて内定者とします。

### 記

#### 1 対象

以下のいずれかに該当するものであること。

- ・預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条に規定する金融機関
- ・農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条に規定する農水産業協同組合

#### 2 条件

- (1) 単体自己資本比率が、基準(国内基準 4%、国際統一基準 8%)以上であること  
※海外に営業拠点を持たない金融機関は国内基準、営業拠点を持つ金融機関は国際統一基準を適用
- (2) 経常利益及び当期純利益が黒字であること
- (3) 預金残高が、前年度から10%以上減少していないこと
- (4) 格付けを取得している金融機関にあっては、投資適格(トリプルB)以上であること
- (5) 格付けのない金融機関にあっては、総資産に対する不良債権比率が、5%以上でないこと
- (6) 預け入れに係る事務手続きは瀬戸内市と協議の上、速やかに行うこと
- (7) 定期預金証書は紙により作成すること
- (8) 満期到来等により瀬戸内市に資金を戻す際の振込費用は、定期預金受入金融機関の負担とすること

#### 3 預入金額等

- (1) 預入金額 300,000,000 円 × 1 口
- (2) 預入日 令和 8 年 6 月 22 日(月)
- (3) 預入期間 6 か月
- (4) 満期後の取扱 満期後は自動解約とする

#### 4 提出書類

- (1) 利率見積書(別紙)

#### 5 提出期限

令和8年6月2日(火) 正午必着

#### 6 提出先・提出方法

瀬戸内市役所 出納室あてに E-mail で、PDF 化した「利率見積書」を添付し提出してください。  
ファイル名は 例「〇〇銀行・〇〇支店 利率見積書」としてください。

#### 7 預入金融機関の決定等

- (1) 最高利率を提示した金融機関が複数あった場合は、くじ引きにより決定します。  
※くじ引きは後日、瀬戸内市役所で行います。不参加の場合は棄権とさせていただきます。
- (2) 最高利率を提示した金融機関又はくじ引きにより決まった金融機関を内定者とし、内定者からは内定の旨の連絡後5営業日以内に次の書類等を提出いただき、審査を行います。
  - (ア) 「2 条件」(1)から(5)を満たしていることが確認できる資料
  - (イ) 登記事項証明書(法務局が発行する履歴事項全部証明書)
  - (ウ) 印鑑証明書(法務局の証明書)
  - (エ) 国税納税証明書(所管する税務署の発行する証明)※(2)(イ)から(エ)はいずれも原本を提出していただきます。  
※瀬戸内市の指定金融機関又は収納代理金融機関が内定者となった場合は、(2)の書類等の提出は省略できるものとします。

#### 8 留意事項

- (1) 不測の事態が生じた場合は、預け入れを見送ることもあります。
- (2) 見積書の提出が期限に間に合わなかった場合は無効とします。

#### 9 今後の見込み

資金繰りの状況を見ながらの預け入れとなるため、次回以降のご案内は不定期になります。

#### 《お問い合わせ先》

瀬戸内市役所 出納室

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1

Tel:0869-22-1291

Fax:0869-24-7285

E-mail [suitou@city.setouchi.lg.jp](mailto:suitou@city.setouchi.lg.jp)